

運用指針
第2条①-イ

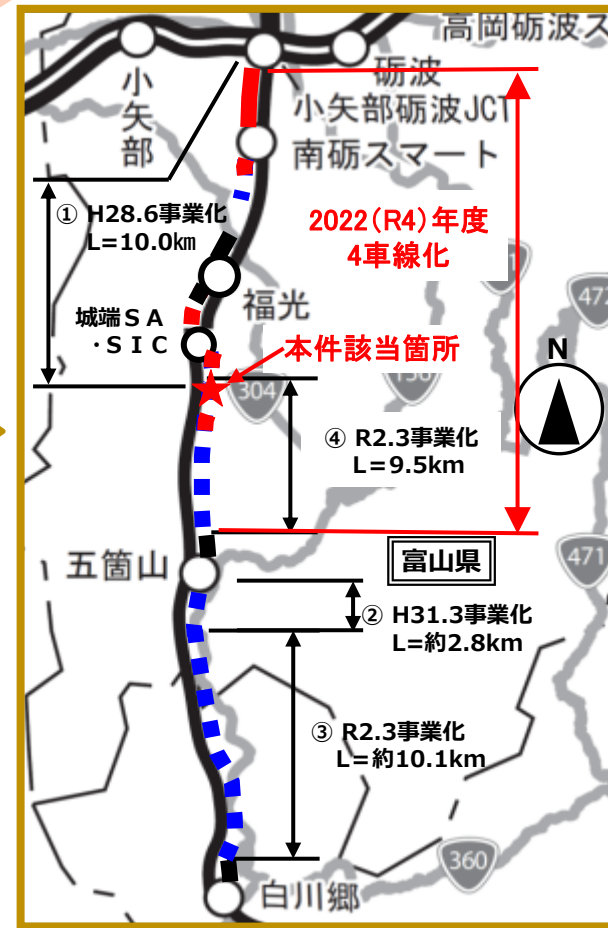
地権者、関係機関などへの提案及び協議

流末見直しによる排水構造物の削減

(東海北陸自動車道 ^{ゴカヤマ}五箇山IC ~ ^{フクミツ}福光IC)

東海北陸自動車道

ゴカヤマ フクミ 五箇山IC～福光ICの路線概要



- ・東海北陸自動車道は、一宮（愛知県）と砺波（富山県）を結ぶ延長約185kmの高規格幹線道路
- ・東海地方と北陸地方のネットワーク確保により、日本海側と太平洋側の連携による国際競争力強化や地域活性化に寄与する路線
- ・五箇山IC～小矢部砺波JCTの一部、約10km※は2022（R4）年度に4車線化完成

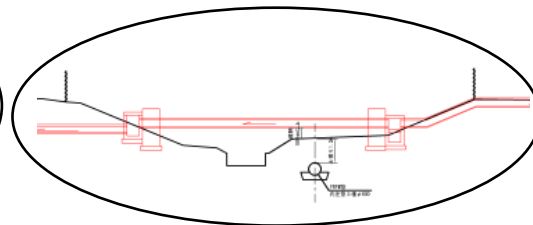
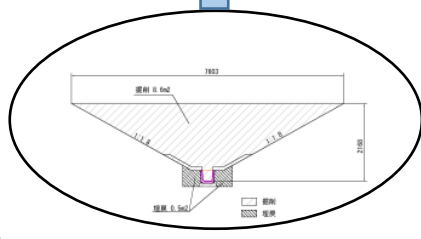
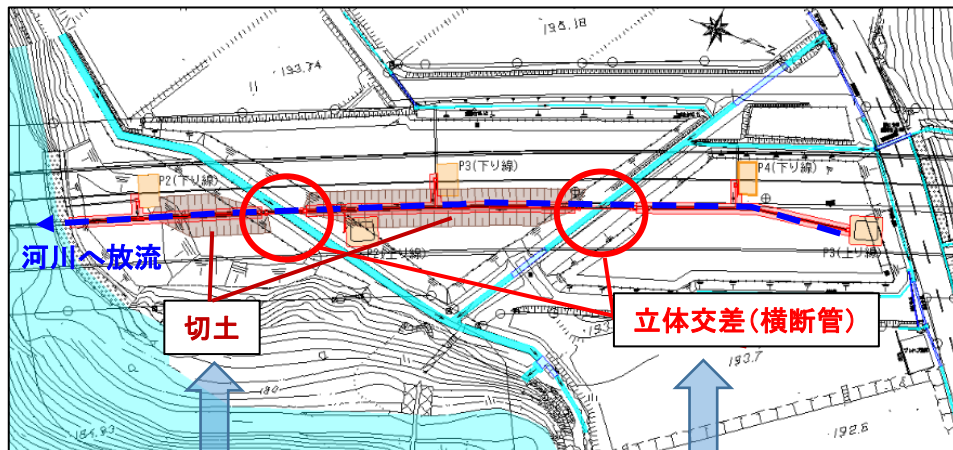
※2016年度事業化箇所

当初計画

- ・地元からの要望で、高速道路排水は用水路には入れず山田川に**直接排水する計画**
(稲作に用いる用水で、土地改良区の資産だが地元住民が管理している実態)

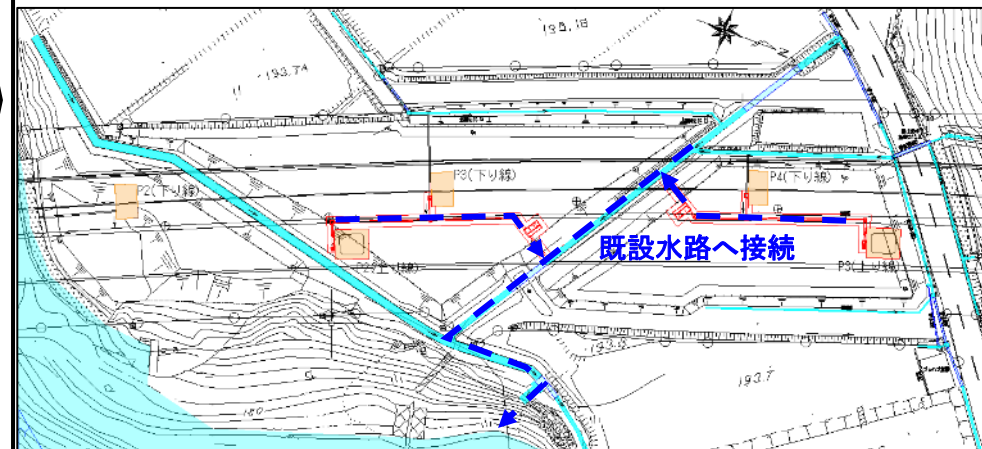


- ・既設用水路と**立体交差**する排水設備が必要(2箇所)
- ・排水路を設置するために**切土**が必要



経営努力による変更

- ・流末を**既設用水路**に変更することで、**切土量を縮小**が見込めること、水路の**立体交差が不要**となる
- ・土地改良区と地区住民の**了解を得ることが課題**
- ・流末の変更を実現するために、**地元・行政協議を実施**
- ・溢水対策を講じることで流末変更の了解を得て、**切土量の縮小、水路の立体交差の廃止**を実現し、**建設コストを削減**



当初計画

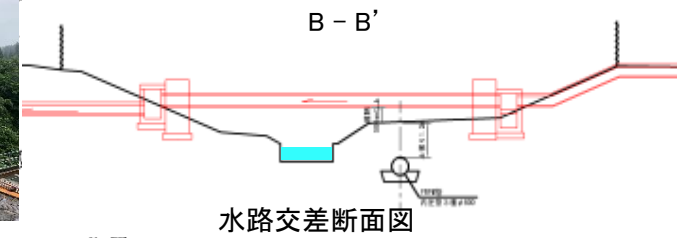
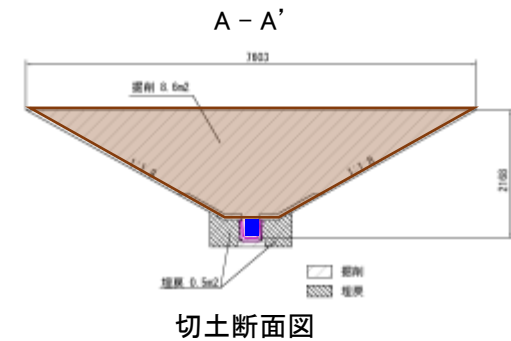
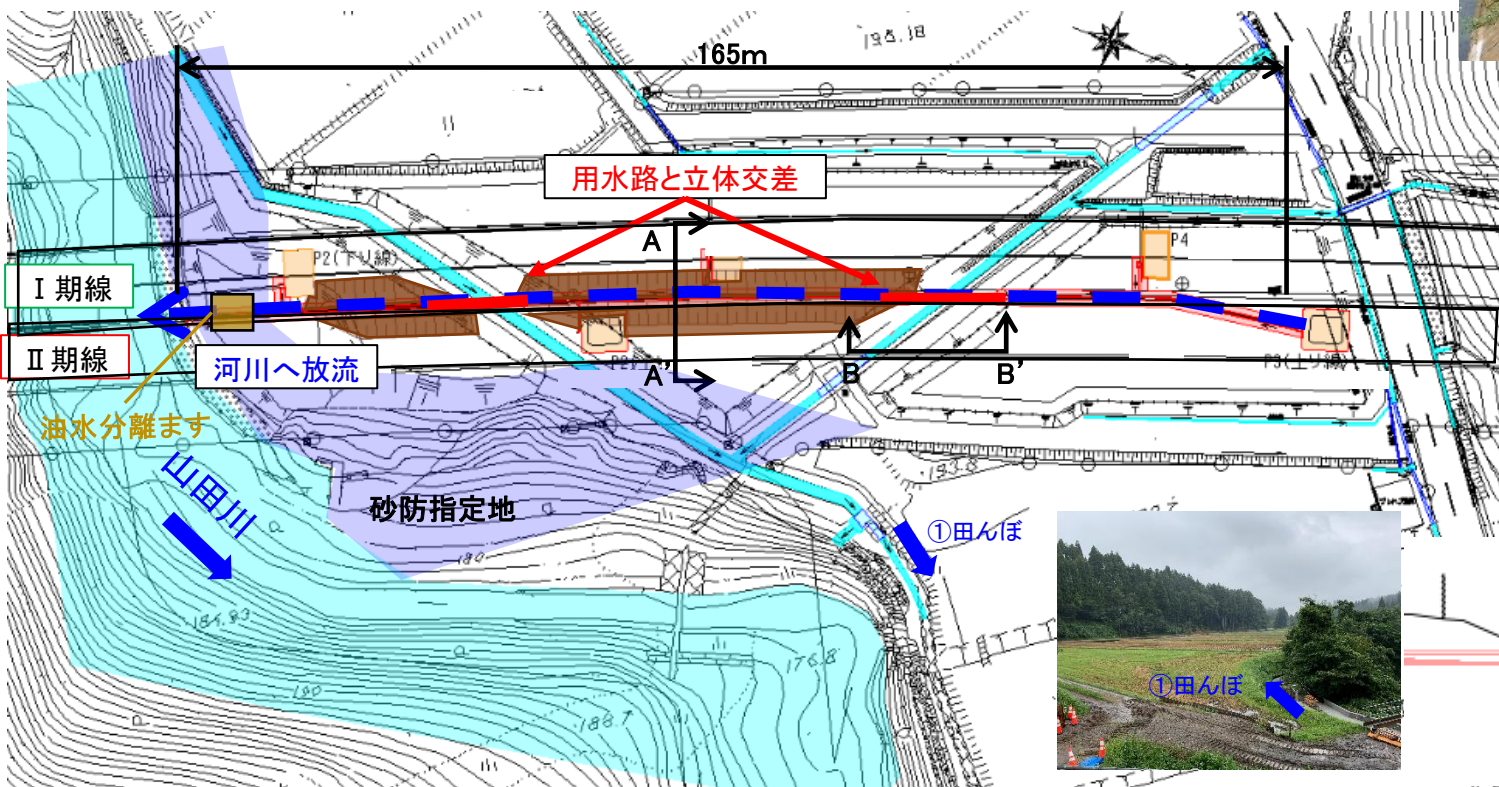
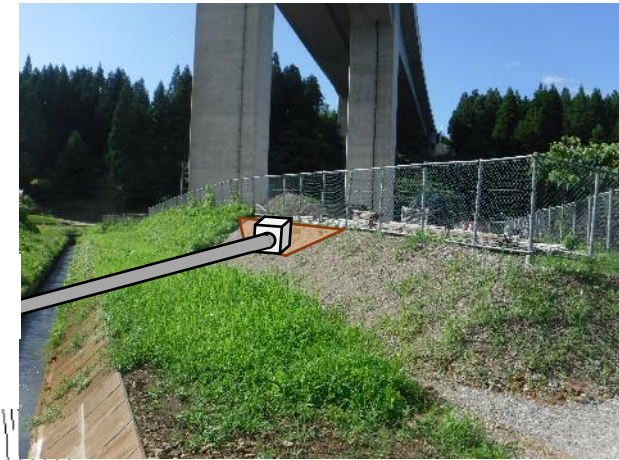
・当該箇所は稲作を行う地域で、農業用水として使用



地元からの強い要望

高速道路排水は用水路に入れず、**道路用地内から河川(山田川)に直接排水**する計画

- ・既設用水路との立体交差
 - ・用地内を切土し、現地盤より低い位置に排水施設の布設
- ⇒河川への放流部は**砂防指定地**となるため協議および護岸改修等の対策工が必要



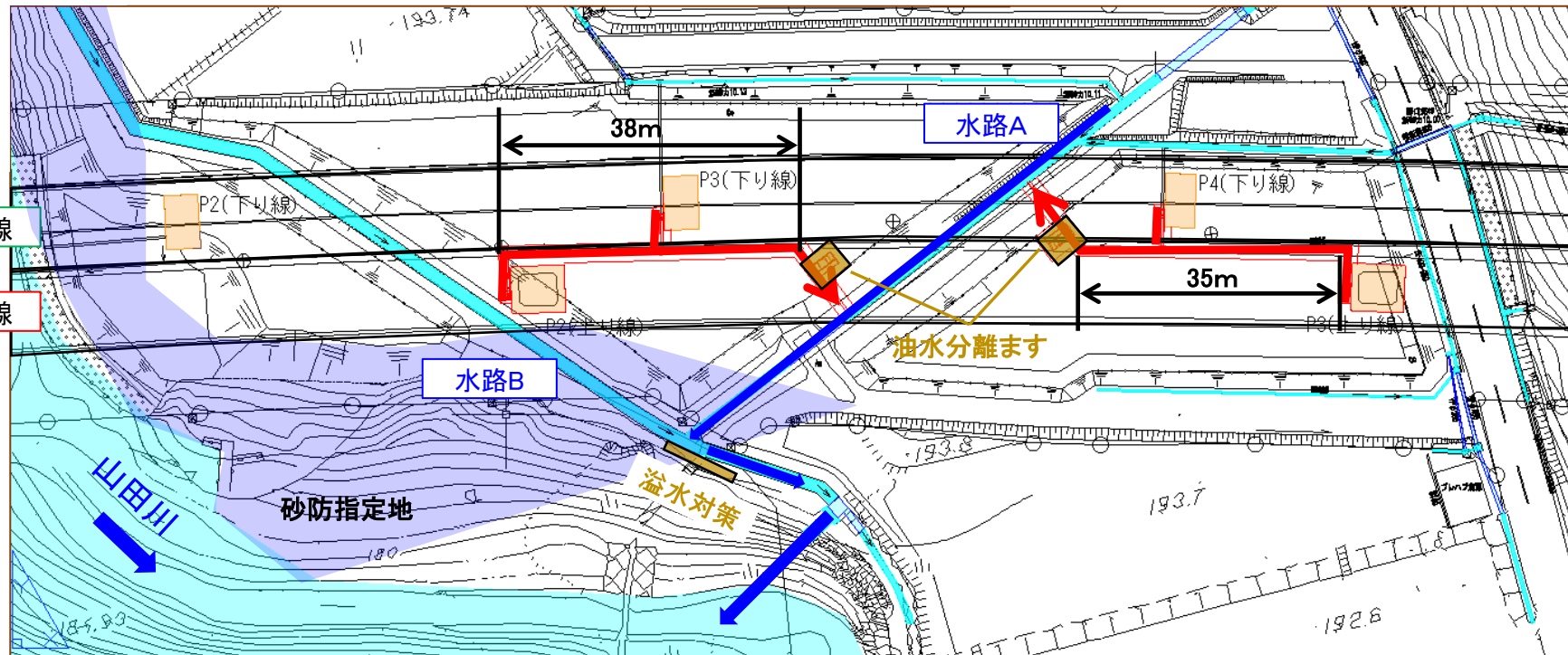
変更計画

- ◆ 流末を既設の用水路に(水路A)に変更することで、
 - ・切土や水路の立体交差が不要になる
 - ⇒ 破損のリスクを低減でき、維持管理性向上
 - ・砂防指定地の改築を減らすことが可能

- ◆ 水路の合流部で、**溢水対策**を実施すること
- ◆ 油水分離ますを設置し、事故等による**油類の流出**を防ぐこと

上記を粘り強く説明することで変更計画の了解を得た

⇒ 流末を変更し、**排水工に係るコストの縮減**を実現するとともに、**オーバーフローに伴う洗堀等のリスクを軽減し、自治体の負担軽減**にも寄与



変更計画にむけた取組み

◆自治会及び行政との協議

- ・ I 期施工時から継続して河川(山田川)への直接放流を要望
 - ⇒ 農業用水として使用するため**道路排水による汚れ**を懸念
 - ⇒ 元々、排水系統に課題があったことに加え、近年の強雨による水路のオーバーフローは、高速道路整備で流域が変更となったことも一因と主張

◆合流部の溢水対策、油水分離ます設置等の対策を提示に自治体や行政と協議を実施 (約半年で11回)

- ・ 油水分離ます設置 ⇒ 事故等による油類の流出を防ぎ、水の汚濁を予防
- ・ 合流部の溢水対策 ⇒ 高速道路排水の流末にするのであれば、溢水対策を実施することが可能と提案



油水分離ますの設置でNEXCOが水質保全に配慮していること、合流部の溢水対策することで**自治会及び行政にもメリットがある**ことを協議を通して理解頂いた



油水分離ます設置状況



溢水対策状況(側壁嵩上げ)
(水路Aから)



溢水対策状況(側壁嵩上げ)
(水路Bから)

年月	経緯
令和3年11月	自治会から河川放流の要望
令和3年11月～12月	現地再調査を実施排水計画再検討
令和3年12月	変更案について自治会、行政へ協議 (協議回数2回)
令和4年1月	前回の宿題を受け、自治会、行政へ再協議 (協議回数4回)
令和4年2月～3月	自治会へ協議 (協議回数2回)
令和4年4月～5月	行政と協議 (協議回数2回)

経営努力要件適合性について

地元・行政と協議し同意を得て、流末を変更し用排水工の施工規模を縮小したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請する会社の経営努力》

地元及び行政と協議し、流末を変更し排水施設を見直したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議